

長寿医療研究開発費取扱細則

長寿医療研究開発費（以下「研究開発費」という。）に関する事務処理については、長寿医療研究開発費取扱規程（以下「取扱規程」という。）及び国立研究開発法人長寿医療研究センター会計規程等によるほか、この取扱細則及び事務処理要領による。

（目的）

第1条 研究開発費にかかる研究事業及び契約事務の円滑な実施を図るため、この取扱細則を定める。

（長寿医療研究開発費予定課題等調書）

第2条 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター総長（以下「総長」という。）は、取扱規程第6条第1項に規定する研究に関する原案作成に当たり、主任研究者として研究事業を実施させようとする者から長寿医療研究開発費事業計画書（以下「事業計画書」という。）を提出させ、それを参考に長寿医療研究開発費予定課題等調書（以下「予定課題等調書」という。）を作成する。

（通知）

第3条 総長は、取扱規程第6条第1項の決定をしたときには、主任研究者に対し、研究班の編成及び研究費の額等必要な事項を通知する。

（長寿医療研究開発費事業申請書）

第4条 前条に基づく通知を受けた研究課題の主任研究者は、長寿医療研究開発費事業申請書（以下「事業申請書」という。）を総長に提出し、その承認を得るものとする。

2 総長は、前項の事業計画書を承認したときは、主任研究者に対し速やかにその旨を通知する。

（事業申請書の変更）

第5条 主任研究者は、やむを得ない事情により、事業申請書の内容を変更しようとするときは、その都度総長と協議し、その承認を得るものとする。

（長寿医療研究開発費事業実績報告）

第6条 分担研究者は、分担する研究課題を終了若しくは中止し、又は取扱規程第7条に定める委託契約における研究実施期間を満了したときは、速やかに長寿医療研究開発費事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）及び長寿医療研究開発費収支決算報告書（以下「収支決算報告書」という。）を主任研究者に提出する。

2 主任研究者は、前項の事業実績報告書及び収支決算報告書を取りまとめのうえ、速やかに総長に提出する。

第7条 総長は、第6条の事業実績報告書及び収支決算報告書に基づき精算する。

第8条 国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人自然科学研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所（以下「国立高度専門医療センター等」という。）に所属する者に対し、取扱規程第7条の規定を適用する場合において、同条中「当該研究者」とあるのは「当該研究者の所属施設長」と読み替える。

2 国立高度専門医療センター等に所属する者に対し、第6条第1項の規定を適用する場合において、同条中「分担研究者は、」とあるのは「分担研究者の所属施設長は、当該研究者が」と読み替える。

附 則

1 この取扱細則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

1 この取扱細則は、平成27年4月1日より施行する。